

株 主 各 位

第53回定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社NSD

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nsd.co.jp/ir/oshirase.html>）に掲載し、株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・執行役員は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、必要な諸規則の制定及び周知徹底を図るとともに、「取締役会規定」及び「執行役員規定」を遵守する。

取締役会は、「NSDグループ行動基準」、「NSDグループ行動規範」を定め、関係会社を含む全役職員に周知徹底し、グループ全役職員はこれらを遵守する。コンプライアンス違反が疑われる事象はコンプライアンス委員会事務局で集中管理を行う。反社会的勢力との関係については、「NSDグループ行動基準」ならびに「NSDグループ行動規範」にその対応を明示し、これを排除する。

取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会を設置し、取締役会における意思決定について公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図る。

また、事業活動全般にわたる内部監査については代表取締役社長に直属する「監査室」が実施する。さらに、役職員その他当社の業務に従事する者が不利益を受けることなく通報できる「通報・相談窓口」を設置・運営し、内部統制の補完、強化を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役・執行役員の職務の執行に係る決定に関する記録は、「文書取扱規定」等の規定により、作成、保管するとともに監査役等の閲覧要請に備える。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「取締役会規定」及び「職務権限規定」を定め、業務の執行は、所定の決裁、承認を得た後に行う。

取締役会は「内部統制担当役員」を任命し、当該役員は企業グループ全体の内部統制全般の統括・指揮を横断的に行う。「リスク管理規定」に従い、各部署（名称を問わず、これに準ずる組織を含む）は、所管業務に係る損害発生を最小限に抑える責任及び所管業務に係る内部統制を有効に機能させる責任を負う。当社の全社的リスク管理のため、リスク・マネジメント委員会を設置・運営する。また、内部監査部門は内部統制の整備状況を検証する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会、経営会議、業務執行会議、執行役員各規定、「組織規定」及び「職務権限規定」により、取締役・執行役員及び使用人の分掌と権限を定める。また、執行役員制度により「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行」を分離し、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、執行役員による、さらなる機動的な業務執行を行う。

⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「NSDグループ行動基準」、「NSDグループ行動規範」、「関係会社管理規定」により、当社の関係会社に関し、コンプライアンス確保、会計基準の同一性確保等、グループ一体となった内部統制の維持・向上を図る。

「関係会社管理規定」により、一定の事項については当社承認事項又は報告事項とする。なお、一定の基準に該当するものは当社取締役会の承認事項とする。

各関係会社において「取締役会規定」、「職務権限規定」等を定め、各取締役及び使用人の分掌と権限を定める。業務の執行は、所定の決裁、承認を得た後に行う。

当社が設置・運営する「通報・相談窓口」は、グループ全役職員その他当社又は関係会社の業務に従事する者も利用することができるものとする。また、当社監査室は必要に応じ関係会社に対し監査を実施する。加えて、当社監査役は内部監査の状況、会計監査人との定期的な意見交換等も踏まえ、自らの判断に基づき、関係会社に対する監査を行う。

原則として、関係会社の取締役又は監査役に当社役職員を選任する。関係会社の取締役・監査役としての職務執行を通じ、業務の適正性向上を図るとともに、関係会社の会議体運営等において情報収集ならびに監督を行う。

また、当社取締役会において、定期的に、各関係会社の業績ならびに業務執行状況の報告を受け又は報告を求めモニタリングを行い、リスクの度合いに応じて指導・監督を行う。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役（会）の職務を補助すべき使用人を監査室に属する使用人より1名以上を兼務として選任する。

当該使用人の取締役・執行役員からの独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査役会の事前の同意を得る。

監査役（会）からその職務の執行にあたり、当該使用人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため、当該使用人は、当該指示については監査役（会）の指揮命令権に従うとともに、指示の有無・内容等につき監査役（会）に対し守秘義務を負うものとする。

⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役・執行役員及び使用人は、法定の事項に加え、内部監査の実施状況を監査役に報告しなければならない。また、「通報・相談窓口」による通報状況及び内容、社内不祥事、法令違反事案のうち重要なものは監査役へ伝達しなければならない。

⑧ **子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**

関係会社の業務又は財務の状況に重大な影響を与える可能性のある事態が発生した場合、当該関係会社の取締役及び使用人は速やかに当社取締役・関係会社業務所管部長に報告する。報告を受けた事項のうち当社監査役の職務の執行に必要な範囲のものは、速やかに当社監査役に報告する。

また、内部監査の実施状況、「通報・相談窓口」による関係会社に関する通報のうち重要なものは当社監査役に報告する。その他、関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した者は、当社監査役ならびに関係会社業務所管部長に速やかに報告する。

なお、当社監査役から求められた場合には、関係会社の役職員は速やかに適切な報告を行う。

- ⑨ 前2項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

「通報・相談窓口」への通報と同様、当社監査役に対しその職務執行に資する通報がなされた場合、通報者が不利益を被ることのない旨明文化し、グループ全役職員に周知徹底する。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役（会）の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、通常の監査費用は予算化するとともに、いわゆる有事の際の費用は監査役（会）の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き拒むことができない。監査役（会）が監査役（会）の職務の執行にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、専門機関等の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、いつでも、取締役・執行役員及び使用人に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況の調査をすることができる。監査役は経営会議等重要な会議に出席することができる。代表取締役社長は、監査役会と定期的な情報交換会を開催する。

- ⑫ 財務報告に係る内部統制の整備及び運用のための体制

取締役会は、「財務報告に係る内部統制実施基準」を制定し、企業グループ全体の財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定める。代表取締役社長は、「財務報告に係る内部統制実施要領」を定め、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般について

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき制定した「内部統制システムの整備に関する基本方針」に従い、内部統制システムを整備・運用しております。整備状況及び運用状況については、内部統制システム全般の評価状況を毎期取締役会に報告し、必要に応じ改善を進めております。

また、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会を設置し、取締役会における意思決定について公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

② リスク管理について

「リスク管理規定」に従い、取締役会の下に設置したリスク・マネジメント委員会（当年度は5回開催）が、全社横断的にリスク管理を遂行し、各リスクの担当部署や各委員会等を指導・監督するリスク管理体制を採っております。リスク・マネジメント委員会は、様々なリスクの中から当社全体で優先的に対処すべき重要なリスクを選定し、重点的にリスク管理を行っております。

③ コンプライアンスについて

関係会社を含むNSDグループ全役職員の行動指針として、「NSDグループ行動基準」及び「NSDグループ行動規範」を制定しており、毎期実施しているコンプライアンス研修を通じて、コンプライアンス意識の浸透及び徹底を図っております。また、リスク・マネジメント委員会の下に設置したコンプライアンス委員会にて、コンプライアンス違反への対応や未然防止策を審議しております。

④ 関係会社管理について

関係会社の重要事項の決定については「関係会社管理規定」に基づき当社の事前承認により、業務の適正を確保しております。また、関係会社の取締役又は監査役に原則として当社執行役員を1名以上選任しており、各関係会社の業績ならびに業務執行状況を適宜当社取締役会に報告しております。

⑤ 取締役の職務執行について

取締役会は、経営の重要な意思決定を行うため原則として月1回以上開催しております。また、「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行」を分離するため、執行役員制度を導入し、取締役会の監督機能の強化と執行役員による、より機動的な業務執行を図っております。

⑥ 監査役の職務執行について

監査役3名（うち社外監査役2名）が取締役会への出席（常勤監査役は業務執行会議及び経営会議へも出席）、重要な決裁書類等の閲覧、さらに業務及び財産の調査等を通じて取締役の職務執行状況や内部統制機能の整備・運用状況を監査しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当年度末日における新株予約権の状況

項目	株式会社日本システムディベロップメント 2005年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
発行決議の日	2005年6月29日
新株予約権の数	10個
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	4,400株(注1)
新株予約権の発行価額	無償
1株当たりの行使価額	1円
行使期間 (自) (至)	2005年7月2日 2025年6月29日
行使の条件	(注2)

(注1) 目的となる株式の数につきましては、当初発行時には1,000株でしたが、以下の株式分割等により4,400株になりました。

- ・2007年4月1日付の普通株式1株を2株とする株式分割
- ・2015年3月1日付の普通株式1株につき0.1株を割当てる株式無償割当て
- ・2020年1月1日付の普通株式1株を2株とする株式分割

- (注2) 1. 当社の取締役及び執行役員の内いずれの地位も喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から新株予約権を行使できる。
2. 上記1にかかわらず、2024年6月30日までに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2024年7月1日から2025年6月29日までに限り新株予約権を行使できる。
3. 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

(2) 当年度末日における当社役員の保有状況

項 目		株式会社日本システムディベロップメント 2005年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
取締役の保有状況	保有者数	1名
	保有個数	10個
	目的株式数	4,400株
社外取締役の保有状況	保有者数	—
	保有個数	—
	目的株式数	—
監査役の保有状況	保有者数	—
	保有個数	—
	目的株式数	—

(3) 当年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はございません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46,100千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,100千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の過年度の職務執行状況、監査計画と実績の差異等を確認し、当事業年度の監査計画の内容、監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	7,205,864	6,802,555	47,207,591	△13,089,056	48,126,955
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	7,779	—	7,779
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,205,864	6,802,555	47,215,370	△13,089,056	48,134,734
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△3,326,758	—	△3,326,758
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	7,823,747	—	7,823,747
自己株式の取得	—	—	—	△2,703,961	△2,703,961
自己株式の処分	—	20,341	—	26,009	46,351
自己株式の消却	—	△20,371	△2,530,623	2,550,995	—
連結子会社株式の取得による持分の増減	—	△28,612	—	—	△28,612
土地再評価差額金の取崩	—	—	△501	—	△501
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	△28,642	1,965,864	△126,956	1,810,265
当 期 末 残 高	7,205,864	6,773,912	49,181,234	△13,216,012	49,944,999

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	542,911	△9,183	240,126	△289,529	484,324	562,105	49,173,384
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	7,779
会計方針の変更を反映した当期首残高	542,911	△9,183	240,126	△289,529	484,324	562,105	49,181,163
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△3,326,758
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	7,823,747
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△2,703,961
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	46,351
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	—
連結子会社株式の取得による持分の増減	—	—	—	—	—	—	△28,612
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	△501
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,993	501	55,062	719,765	765,336	87,571	852,908
当 期 変 動 額 合 計	△9,993	501	55,062	719,765	765,336	87,571	2,663,173
当 期 末 残 高	532,917	△8,682	295,189	430,236	1,249,661	649,676	51,844,337

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 8社
- ・連結子会社の名称
 - ・株式会社NSD先端技術研究所
 - ・株式会社ステラス
 - ・株式会社ステラスビジネスサポート
 - ・株式会社FSK
 - ・NSD International,Inc.
 - ・成都仁本新動科技有限公司
 - ・北京仁本新動科技有限公司
 - ・株式会社シェアホルダーズ・リレーションサービス

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・関連会社の名称
 - ・株式会社プロシップ

② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・関連会社の数 4社
- ・主要な関連会社の名称
 - ・株式会社福島県中央計算センター
 - ・コウノイケITソリューションズ株式会社
 - ・ウィナーソフト株式会社 他1社

- ・持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、持分法を適用しておりません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 主な連結の範囲の変更

該当事項はありません。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、成都仁本新動科技有限公司及び北京仁本新動科技有限公司については12月31日を決算日としております。連結計算書類の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア. 有価証券

・ 其他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等
以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ・ 投資事業有限責任組合
及びそれに類する組合へ
の出資（金融商品取引法
第2条第2項により有価
証券とみなされるもの） 組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

イ. 棚卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 8～60年

イ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 市販用ソフトウェア 見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年以内）の均等配分額のいずれか大きい金額
- ・ 自社利用のソフトウェア 見込利用可能期間（5年以内）による定額法
- ・ その他 定額法

ウ. リース資産

- ・ 所有権移転外ファイ
ナンス・リース取引
に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

- ア. 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により計上するほか、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- イ. 賞与引当金 当社及び連結子会社の従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ウ. 株主優待引当金 株主優待ポイント制度に基づき、株主に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- エ. 製品保証引当金 ソフトウェア開発の請負契約に係る、将来の契約不適合責任等の費用の支出に備えるため、個別案件の支出見積額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

収益の認識については業務内容に応じて以下のとおり認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された金額で測定しており、対価は履行義務充足時点から1年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。

- ア. システム開発事業 システム開発事業における主な事業内容は、銀行・保険会社・証券会社等の金融機関、製造業・通信業・運輸業等の企業や公共団体向けのソフトウェア開発やコンサルティングサービスの提供、IT基盤・ネットワーク構築等やシステムの運用・保守業務等になります。
- ソフトウェア開発やコンサルティングサービスは請負契約及び準委任契約により、主に顧客の要望に応じた要件定義から製造、テスト、本番を含むソフトウェアの開発や作業を提供する履行義務を負っております。
- 請負契約による取引については、開発作業の進捗に伴って顧客に成果が移転し、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。期末日における見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用して進捗度を合理的に測定し、収益を認識しております。受注金額及び原価総額の見積りに変更が生じる可能性がある場合、随時見積りの見直しを行っております。
- 準委任契約による取引については、顧客への作業提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、作業期間にわたり作業の提供に応じて、収益を認識しております。
- 運用・保守業務では、主に各種システムの運用管理、システム管理、データ管理及び設備管理等、センター管理に必要な技術やソリューションを提供する履行義務を負っております。契約期間における運用・保守作業提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたり作業の提供に応じて収益を認識しております。

イ. ソリューション事業

ソリューション事業における主な事業内容は、セキュリティ対策やヒューマンリソース管理のための汎用性の高いプロダクトをはじめ、物流・レンタル業向けなどの業務特化型のプロダクトまで、システムを利用したサービスの提供やシステムプロダクトの販売になります。

サービス提供では、システムを利用した各種サービスの提供や顧客の問題解決のソリューションを提供する履行義務を負っております。顧客へのサービス提供に応じて履行義務を充足するため、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたり作業の提供に応じて収益を認識しております。

プロダクト販売では、顧客の要望に沿ったプロダクトの納品及び設置設定を行う履行義務を負っております。商品の引渡時点で顧客が支配を獲得して履行義務を充足することから、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。

なお、プロダクト販売の一部において、代理人取引に該当する取引については純額で収益を認識しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ・退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上し、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、商品販売に係る設置設定作業について成果の確実性が認められる場合には進行基準によって収益認識をしておりましたが、財又はサービスを顧客に移転し当該履行義務が充足された一時点で収益を認識する方法に変更しております。また、株主優待サービスに係る一部商品の販売の収益について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は290,581千円減少し、売上原価は289,524千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,056千円減少しております。また、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は、持分法適用会社の影響額を含め、7,779千円増加しております。なお、連結貸借対照表に与える影響は軽微です。1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度の期首より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取家賃」(当連結会計年度は3,944千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「賃貸原価」(当連結会計年度は1,063千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「特別利益」の「固定資産売却益」(当連結会計年度は138千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「投資有価証券評価損」は12,272千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(収益認識における原価総額の見積り)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

・一定の期間にわたり充足される履行義務について収益を認識した金額	12,171,644千円
・上記のうち、仕掛中の案件に係る売上高	2,264,463千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の要件を満たす請負契約については、原価総額を見積り、発生原価に応じた進捗率を算出し売上高を計上しております。

原価総額の見積りにおいては、プロジェクト毎に、プロジェクト規模、工程の内容、技術的難易度、要員を含むリソース等を考慮して原価を見積ります。プロジェクトによっては、新規顧客との案件や最新技術・専門技術が含まれているものもあり、原価総額の見積りには一定の不確実性が伴います。当初予見し得なかった事象により原価総額の見積りが変動する可能性があり、進捗率及び売上高が変動する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

1,641,945千円

(2) 「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(1999年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価額による方法及び第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 1,640千円

6. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
静岡県伊東市 他	遊休資産	建物、土地	16,497千円

当社グループは、遊休資産においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っています。

遊休資産の建物及び土地については、いずれも備忘価額まで減損処理しております。当連結会計年度末の時価は個別物件について観察可能な市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であるため、当該価額を時価としています。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	92,344千株	-千株	2,344千株	90,000千株

(注) 発行済株式の総数の減少2,344千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却による減少2,344千株です。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	13,135千株	1,379千株	2,369千株	12,145千株

(注) 自己株式の数の増加1,379千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加1,377千株及び単元未満株式の買取りによる増加2千株です。また、自己株式の数の減少2,369千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却による減少2,344千株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少25千株です。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2021年5月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 3,326,758千円
- ・ 1株当たり配当額 42円
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2022年5月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 4,048,446千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 52円
- ・ 基準日 2022年3月31日
- ・ 効力発生日 2022年6月3日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2005年7月発行新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	4,400株
新株予約権の残高	10個

(注) 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、長短含め安全性の高い金融資産で運用しております。

また、デリバティブ取引につきましては、保有外貨に係る将来の為替レートの変動リスクを回避するためにのみ利用しており、投機目的の取引は行わない方針としております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの得意先管理・与信限度管理規定に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を1年毎に更新しております。

有価証券である合同運用指定金銭信託等は、短期間で決済されるため、価格変動リスクは低いと判断しております。

投資有価証券は主に株式、債券であり、このうち株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、有価証券運用管理規定及び政策投資株式管理規定に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し管理しております。また債券は、信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、有価証券運用管理規定に従い、格付けの高い債券のみを対象としていることから、信用リスクは僅少であり、定期的に時価を把握し管理しております。

営業債務である買掛金の支払期日は、そのほとんどが1年以内です。また、営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	連結貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券	6,962,990	7,810,029	847,038
資 産 計	6,962,990	7,810,029	847,038

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 「有価証券及び投資有価証券」には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものです。

(注3) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	469,804
投資事業有限責任組合への出資	84,685

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	29,820,514	—	—	—
受取手形及び売掛金	12,833,498	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1)債券(社債)	—	—	—	—
(2)債券(その他)	—	200,000	—	—
(3)その他	2,000,000	—	—	—
合 計	44,654,013	200,000	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する市場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,760,648	—	—	4,760,648
債券(その他)	—	202,342	—	202,342
その他	—	2,000,000	—	2,000,000
資産計	4,760,648	2,202,342	—	6,962,990

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

上場株式、債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、神奈川県において、賃貸用住宅（土地を含む。）を有していましたが、当連結会計年度に売却しました。2022年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、2,786千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）です。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度 末の時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 末残高	
811,194	△811,194	0	0

(注1) 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は土地建物の売却（794,677千円）及び土地等の減損損失（16,497千円）です。

(注2) 当連結会計年度末において、静岡県等に遊休不動産を有していますが、いずれも備忘価額まで減損処理しております。当連結会計年度末の時価は個別物件について観察可能な市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であるため、当該価額を時価としています。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	システム開発事業			ソリューション 事業	
	金融IT	産業・社会基盤 IT	ITインフラ		
システム開発	21,835,290	30,444,068	7,860,508	－	60,139,867
保守・運用	－	260,225	1,354,033	－	1,614,258
その他	472,009	1,595,069	132,990	－	2,200,069
サービス	－	－	－	4,602,279	4,602,279
プロダクト	－	－	－	2,631,591	2,631,591
顧客との契約から生じる収益	22,307,299	32,299,363	9,347,532	7,233,870	71,188,066
外部顧客への売上高	22,307,299	32,299,363	9,347,532	7,233,870	71,188,066

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項

④ 重要な収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	11,111,956
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	12,833,498
契約資産（期首残高）	2,141,904
契約資産（期末残高）	2,870,466
契約負債（期首残高）	349,618
契約負債（期末残高）	447,238

② 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

セグメント名称		当連結会計年度
システム 開発事業	金融 I T	7,696,081
	産業・社会基盤 I T	7,783,818
	I Tインフラ	2,102,046
ソリューション事業		2,554,333
合計		20,136,280

- (注) 残存履行義務に配分した取引価格の総額は20,136,280千円であり、約97%は1年以内に収益認識が見込まれます。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 657円57銭
 (2) 1株当たり当期純利益金額 99円37銭
 (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 99円36銭

- (注) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この会計方針の変更に伴う当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微です。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	7,205,864	6,892,184	30	6,892,215
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,205,864	6,892,184	30	6,892,215
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	20,341	20,341
自己株式の消却	－	－	△20,371	△20,371
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△30	△30
当 期 末 残 高	7,205,864	6,892,184	－	6,892,184

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	419,999	15,280,000	31,523,306	47,223,305	△13,089,056	48,232,329
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	△954	△954	-	△954
会計方針の変更を反映した当期首残高	419,999	15,280,000	31,522,351	47,222,351	△13,089,056	48,231,375
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	△3,326,758	△3,326,758	-	△3,326,758
当期純利益	-	-	7,598,856	7,598,856	-	7,598,856
自己株式の取得	-	-	-	-	△2,703,961	△2,703,961
自己株式の処分	-	-	-	-	26,009	46,351
自己株式の消却	-	-	△2,530,623	△2,530,623	2,550,995	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	△501	△501	-	△501
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	1,740,973	1,740,973	△126,956	1,613,986
当期末残高	419,999	15,280,000	33,263,325	48,963,325	△13,216,012	49,845,362

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	514,899	△9,183	505,715	48,738,045
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	△954
会計方針の変更を反映した当期首残高	514,899	△9,183	505,715	48,737,090
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△3,326,758
当期純利益	-	-	-	7,598,856
自己株式の取得	-	-	-	△2,703,961
自己株式の処分	-	-	-	46,351
自己株式の消却	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	△501
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△9,794	501	△9,293	△9,293
当期変動額合計	△9,794	501	△9,293	1,604,693
当期末残高	505,104	△8,682	496,421	50,341,784

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
 - ・投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの） 組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- ③ 棚卸資産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 8～60年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・市販用ソフトウェア 見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年以内）の均等配分額のいずれか大きい金額
 - ・自社利用のソフトウェア 見込利用可能期間（5年以内）による定額法
 - ・その他 定額法

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により計上するほか、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- ④ 株主優待引当金 株主優待ポイント制度に基づき、株主に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- ⑤ 製品保証引当金 ソフトウェア開発の請負契約に係る、将来の契約不適合責任等の費用の支出に備えるため、個別案件の支出見積額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
収益の認識については業務内容に応じて以下のとおり認識しております。
なお、収益は顧客との契約において約束された金額で測定しており、対価は履行義務充足時点から1年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。
- ① システム開発事業 (金融IT、産業・社会基盤IT、ITインフラ) システム開発事業における主な事業内容は、銀行・保険会社・証券会社等の金融機関、製造業・通信業・運輸業等の企業や公共団体向けのソフトウェア開発やコンサルティングサービスの提供、IT基盤・ネットワーク構築等やシステムの運用・保守業務等になります。
ソフトウェア開発やコンサルティングサービスは請負契約及び準委任契約により、主に顧客の要望に応じた要件定義から製造、テスト、本番を含むソフトウェアの開発や作業を提供する履行義務を負っております。
請負契約による取引については、開発作業の進捗に伴って顧客に成果が移転し、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。期末日における見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用して進捗度を合理的に測定し、収益を認識しております。受注金額及び原価総額の見積りに変更が生じる可能性がある場合、随時見積りの見直しを行っております。
準委任契約による取引については、顧客への作業提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、作業期間にわたり作業の提供に応じて、収益を認識しております。
運用・保守業務では、主に各種システムの運用管理、システム管理、データ管理及び設備管理等、センター管理に必要な技術やソリューションを提供する履行義務を負っております。契約期間における運用・保守作業提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたり作業の提供に応じて収益を認識しております。

② ソリューション事業

ソリューション事業における主な事業内容は、セキュリティ対策やヒューマンリソース管理のための汎用性の高いプロダクトをはじめ、物流・レンタル業向けなどの業務特化型のプロダクトまで、システムを利用したサービスの提供やシステムプロダクトの販売になります。

サービス提供では、システムを利用した各種サービスの提供や顧客の問題解決のソリューションを提供する履行義務を負っております。顧客へのサービス提供に応じて履行義務を充足するため、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたり作業の提供に応じて収益を認識しております。

プロダクト販売では、顧客の要望に沿ったプロダクトの納品及び設置設定を行う履行義務を負っております。商品の引渡時点で顧客が支配を獲得して履行義務を充足することから、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。

なお、プロダクト販売の一部において、代理人取引に該当する取引については純額で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、商品販売に係る設置設定作業について成果の確実性が認められる場合には進行基準によって収益認識をしておりましたが、財又はサービスを顧客に移転し当該履行義務が充足された一時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は1,423千円減少し、売上原価は490千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ933千円減少しております。また、株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は、954千円減少しております。なお、貸借対照表に与える影響は軽微です。1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しておりました「保険配当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。なお、前事業年度の「保険配当金」は70,014千円であります。

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「賃貸原価」(当事業年度は1,063千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「雑損失」に含めて表示しております。

前事業年度において「特別利益」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。なお、前事業年度の「固定資産売却益」は1千円であります。

前事業年度において「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。なお、前事業年度の「投資有価証券評価損」は12,272千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(収益認識における原価総額の見積り)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

・一定の期間にわたり充足される履行義務について収益を認識した金額	10,797,364千円
・上記のうち、仕掛中の案件に係る売上高	1,794,022千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」に記載した内容と同一です。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

① 有形固定資産の減価償却累計額 984,626千円

(2) 「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(1999年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価額による方法及び第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 1,640千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

① 短期金銭債権 363,552千円
 ② 短期金銭債務 164,368千円
 ③ 長期金銭債権 363,273千円
 ④ 長期金銭債務 40,018千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高 964,274千円
 ② 仕入高 1,438,714千円
 ③ 販売費及び一般管理費 96,684千円
 ④ 営業取引以外の取引高 487,749千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
静岡県伊東市 他	遊休資産	建物、土地	16,497千円

当社は、遊休資産においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っています。

遊休資産の建物及び土地については、いずれも備忘価額まで減損処理しております。当事業年度末の時価は個別物件について観察可能な市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であるため、当該価額を時価としています。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	13,135千株	1,379千株	2,369千株	12,145千株

(注) 自己株式の数の増加1,379千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加1,377千株及び単元未満株式の買取りによる増加2千株です。また、自己株式の数の減少2,369千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却による減少2,344千株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少25千株です。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	136,097千円
賞与引当金	125,095千円
退職給付信託	668,983千円
退職給付引当金	324,778千円
減損損失	66,867千円
子会社株式評価損	546,482千円
関係会社出資金評価損	144,630千円
研究開発費	33,149千円
貸倒引当金	124,024千円
土地再評価差額金	2,658千円
その他	110,108千円
繰延税金資産小計	2,282,877千円
評価性引当額	△930,008千円
繰延税金資産合計	1,352,868千円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△1,295,569千円
その他有価証券評価差額金	△222,921千円
その他	△9,176千円
繰延税金負債合計	△1,527,666千円
繰延税金負債の純額	△174,798千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

連結計算書類「連結注記表 (収益認識に関する注記)」に記載した内容と同一であるため注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	646円61銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	96円51銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	96円51銭

(注) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この会計方針の変更に伴う当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微です。

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株式会社 **NSD**